

(その1)

収支報告書

令和6年分
開催分)

(ふりがな) しばやままさひこうえんかい

1 政治団体の名称 しばやま昌彦後援会

2 主たる事務所の所在地 埼玉県所沢市小手指町2-12-4
ユーケー小手指101号室

3 代表者の氏名 (姓) (名)
宇佐美 保政

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
大塚 隆浩

事務担当者の氏名 (姓) (名)
宇佐美 保政

(電話) 090-3219-4983

(電話)

(電話)



政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項
☐ 政党の支部	の規定による政治団体
☐ 政治資金団体	☒ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☒ 無	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	(姓) (名)

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	(姓) (名) 柴山 昌彦
公職の種類	衆議院議員 (現職・候補者の別) (現職)
公職の候補者の氏名(2人目)	(姓) (名)
公職の種類	(現職・候補者の別)
公職の候補者の氏名(3人目)	(姓) (名)
公職の種類	(現職・候補者の別)

資金管理団体の指定の期間	
から	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
から	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

告示用コード					
1	0	0	2	4	0

団体コード					
2	0	9	4	8	8

収受	入力	枚数	
↓鳥		14	0

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	20,091,390
(前年からの繰越額)	15,878,796
(本年の収入額)	4,212,594
支 出 総 額	10,604,380
翌年への繰越額	9,487,010

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	4,021,529	
(イ) うち特定寄附	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ロ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ロ)	4,021,529	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	4,021,529	

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入			
行番号	事業の種類	金額	備考
1	大井しばワンCLUB総会	130,000	
2	大井しばワンCLUB役員会	60,000	
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	合 計	190,000	

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	1 件 10 万 円 未 満 の も の	1,065	
	合 計	1,065	

(その7)

行番号	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分		1. 個人
	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
1	芹澤 英彦	100,000	R6/1/10	静岡県沼津市下本町29	会社役員	
2	中川 淳子	10,000	R6/1/17	埼玉県和光市諏訪原団地2-8-302	団体役員	
3	中川 淳子	10,000	R6/7/17	埼玉県和光市諏訪原団地2-8-302	団体役員	
4	中川 淳子	10,000	R6/7/26	埼玉県和光市諏訪原団地2-8-302	団体役員	
5	中川 淳子	10,000	R6/10/2	埼玉県和光市諏訪原団地2-8-302	団体役員	
6	中川 淳子	10,000	R6/11/28	埼玉県和光市諏訪原団地2-8-302	団体役員	
7	中川 淳子	10,000	R6/12/2	埼玉県和光市諏訪原団地2-8-302	団体役員	
8	(小計)	60,000				
9	荒木 範子	100,000	R6/4/18	東京都渋谷区神宮前4-28-17	会社役員	
10	荒木 勝巳	200,000	R6/10/4	埼玉県所沢市美原町2-2965-8	会社役員	
11	勝海 東一郎	1,000,000	R6/10/8	東京都港区白金3-13-7	会社役員	
12	後藤 謙元	500,000	R6/10/25	神奈川県川崎市宮前区鷺沼4-5-10	会社役員	
13	武田 信太郎	500,000	R6/11/12	埼玉県入間郡三芳町上富287	会社役員	
14	関口 吟子	10,000	R6/12/2	埼玉県所沢市小手指町4-17-5	団体役員	
15	関口 典男	10,000	R6/12/2	埼玉県所沢市小手指町4-17-5	団体役員	
16	齋藤 賢吾	50,000	R6/12/2	埼玉県所沢市上安松970-1	会社役員	
17	齋藤 賢吾	50,000	R6/12/2	埼玉県所沢市上安松970-1	会社役員	
18	(小計)	100,000				
19	増田 忠雄	20,000	R6/12/2	埼玉県所沢市小手指町1-13-24	会社役員	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
20	宮寺 成人	100,000	R6/12/26	埼玉県入間市下藤沢630-6	会社役員	
21						
そ の 他 の 寄 附		1,321,529				
合 計		4,021,529				

その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	105,600	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	0	
(4) 事 務 所 費	308,780	0	
小 計	414,380	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	0	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	190,000	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	190,000	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	10,000,000	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	10,190,000	0	
合 計	10,604,380		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	監査報酬	19,958	R6/1/5	九貫克博税理士事務所	埼玉県所沢市上新井4-66-14	
2	監査報酬	19,958	R6/2/5	九貫克博税理士事務所	埼玉県所沢市上新井4-66-14	
3	監査報酬	19,958	R6/3/5	九貫克博税理士事務所	埼玉県所沢市上新井4-66-14	
4	監査報酬	19,958	R6/4/5	九貫克博税理士事務所	埼玉県所沢市上新井4-66-14	
5	監査報酬	19,958	R6/5/7	九貫克博税理士事務所	埼玉県所沢市上新井4-66-14	
6	監査報酬	19,958	R6/6/5	九貫克博税理士事務所	埼玉県所沢市上新井4-66-14	
7	源泉所得税（監査報酬）	12,252	R6/7/4	所沢税務署	埼玉県所沢市並木1-7	
8	監査報酬	19,958	R6/7/5	九貫克博税理士事務所	埼玉県所沢市上新井4-66-14	
9	監査報酬	19,958	R6/8/5	九貫克博税理士事務所	埼玉県所沢市上新井4-66-14	
10	監査報酬	19,958	R6/9/5	九貫克博税理士事務所	埼玉県所沢市上新井4-66-14	
11	監査報酬	19,958	R6/10/7	九貫克博税理士事務所	埼玉県所沢市上新井4-66-14	
12	監査報酬	19,958	R6/11/5	九貫克博税理士事務所	埼玉県所沢市上新井4-66-14	
13	監査報酬	19,958	R6/12/5	九貫克博税理士事務所	埼玉県所沢市上新井4-66-14	
14	監査報酬	33,000	R6/12/19	九貫克博税理士事務所	埼玉県所沢市上新井4-66-14	
15	源泉所得税（監査報酬）	16,004	R6/12/20	所沢税務署	埼玉県所沢市並木1-7	
	そ の 他 の 支 出	8,028				
	合 計	308,780				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		6. その他の事業費	
					その他の事業費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	大井しばワンCLUB総会懇親会代	130,000	R6/2/24	美可美	埼玉県ふじみ野市亀久保3-12-46	
2	大井しばワンCLUB役員会懇親会代	60,000	R6/12/12	喜久家	埼玉県ふじみ野市亀久保4-7-20	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
そ の 他 の 支 出		0				
合 計		190,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		8. 寄附・交付金	
					寄附・交付金	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	寄附金	10, 000, 000	R6/10/2	自由民主党埼玉県第八選挙区支部	埼玉県所沢市小手指町2-12-4-101	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
そ の 他 の 支 出		0				
合 計		10, 000, 000				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年 5月 20日

政治団体の名称

しばやま昌彦後援会

会計責任者の氏名

大塚

隆浩



代表者の氏名

（代表者については解散時のみ記入すること）

（印）

政治資金監査報告書

令和7年5月16日

しばやま昌彦後援会

代表 宇佐美 保政 殿

登録政治資金監査人

九貫克博 

登録番号

第 2371 号

研修終了年月日

平成21年5月25日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、しばやま昌彦後援会の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することである。
- (4) この政治資金監査は、しばやま昌彦後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書及び領収書等が保存されていた。なお領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書及び領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

3 業務制限

しばやま昌彦後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。
また、しばやま昌彦後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上